

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 盛土規制法調書(第3条・第4条)
- 第3章 技術的基準(第5条—第12条)
- 第4章 特定工程(第13条・第14条)
- 第5章 雑則(第15条—第23条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)及び八王子市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例(令和6年八王子市条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるとともに、政令第20条第1項の措置及び同条第2項の規定に基づく技術的基準の強化又は付加に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法、政令及び条例で使用する用語の例による。

第2章 盛土規制法調書

(盛土規制法調書)

第3条 市長は、法第12条第1項の規定による許可をしたときは、当該許可に係る土地について、盛土規制法調書(以下「調書」という。)に登録するものとする。

2 条例第5条第2項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工事が施行される土地の所在地
- (2) 工事の許可年月日及び許可番号
- (3) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- (4) 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- (5) 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- (6) 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- (7) 公図の写し
- (8) 省令第7条第1項第1号又は同条第2項第1号に掲げる図面(位置図を除く。)

3 市長は、法第17条の規定による完了検査を行った場合において、当該工事が法第13条第1項に適合していると認めたときは、調書にその旨を付記しなければならない。

4 市長は、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付するものとする。

5 条例第5条第3項の規定に基づき、調書の写しの交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
- (2) 調書に登録されている工事の許可番号
- (3) 必要な調書の写しの部数
- (4) その他市長が必要と認める事項

(調書の閉鎖)

第4条 市長は、第19条の規定による工事の廃止の届出があった場合又は法第20条第1項の規定による許可の取消しを行った場合は、遅滞なく、調書を閉鎖するものとする。

第3章 技術的基準

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準)

第5条 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。ただし、次項に規定する地盤の安定計算を行った場合は、この限りでない。

- (1) 盛土の高さが3メートルを超え、10メートル以下の場合 高さ3メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (2) 切土の高さが5メートルを超える場合 高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

- 2 盛土の高さが10メートルを超える場合においては、当該盛土をした後の地盤について、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめなければならない。
- 3 [次の各号](#)のいずれかに該当する盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算を行うことにより、地震力及びその盛土の自重による当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回することを確かめなければならない。
 - (1) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、盛土をすることにより、当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、盛土の内部に侵入することが想定されるもの
 - (2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが5メートル以上となるもの
 - (3) 盛土の高さが10メートルを超えるもの
(地盤の許容応力度)

第6条 政令第9条第3項第2号の地盤の許容応力度は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第93条本文の方法の例により定めなければならない。

- 2 政令第10条の間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、[前項](#)の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回することを確かめたものでなければならない。
- 3 政令第17条に規定する擁壁を設置するときは、[第1項](#)の規定により定めた地盤の許容応力度が、当該擁壁の基礎地盤に必要とされる許容応力度を上回することを確かめなければならない。

第7条 法第12条第1項の規定による許可の申請時における構造計算においては、[前条](#)の規定にかかわらず、建築基準法施行令第93条ただし書の規定による数値を用いることができる。

- 2 法第15条の規定により、[前項](#)の許可を受けたものとみなされる工事に係る構造計算においては、[前条](#)の規定にかかわらず、建築基準法(昭和25年法律第201号)第93条ただし書の規定による数値を用いることができる。
- 3 [前2項](#)に規定する方法により構造計算を行った場合においては、当該許可に係る工事に着手した後、[前条第1項](#)の規定により地盤の許容応力度を定め、その結果が当該数値を上回することを確かめなければならない。
(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第8条 [第5条第3項各号](#)に掲げる盛土又は高さが10メートルを超える切土をした土地の部分に生じる崖面に設置する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって[次の各号](#)のいずれにも該当することを確認したものでなければならない。

- (1) 土圧、水圧、自重及び地震力による荷重(以下この条において「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。
- (2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。
- (3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。
- (4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。
- 2 [前項](#)の構造計算は、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの短期許容応力度を超えないことを確かめること。
 - (2) 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの終局耐力を超えないことを確かめること。
 - (3) 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメント以下であることを確かめること。
 - (4) 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力以下であることを確かめること。
 - (5) 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の極限支持力度を超えないことを確かめること。
- 3 [前項](#)の構造計算に必要な数値は、政令第9条第3項に定めるほか、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定めるところによらなければならない。
 - (1) [前項第1号](#)の構造計算 設計水平震度0.20以上
 - (2) [前項第2号](#)から[第5号](#)までの構造計算 設計水平震度0.25以上
(任意に設置する擁壁の構造)

第9条 法第12条第1項又は法第16条第1項の許可(法第15条の規定により当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)に係る宅地造成に関する工事の許可に係る特定盛土等に関する工事により設置する擁壁で高さ2メートル以下の崖面に設置するもの(政令第8条第1項第1号の規定により設置されるものを除く。)は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造又は政令

第17条に規定する擁壁としなければならない。ただし、災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

(特殊の材料又は構法による擁壁)

第10条 [第5条第3項各号](#)に掲げる盛土又は高さが10メートルを超える切土について、政令第17条に規定する擁壁を設置するときは、中規模地震動(設計水平震度0.20相当の地震動をいう。)及び大規模地震動(設計水平震度が0.25相当の地震動をいう。)に対応した擁壁としなければならない。

(土石の堆積に関する工事の技術的基準)

第11条 政令第19条第2項の規定は、同項に規定する主務省令で定める措置のうち、省令第34条第1項第2号の措置による場合には、適用しないものとする。

(擁壁等の設置の緩和)

第12条 盛土又は切土をした土地の部分に生ずる崖面について、その崖の一部が河川、池、沼等の水面又は農地、採草放牧地、森林等に接する場合において、災害の防止上支障がないと認められるときは、政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法により措置することができる。

(1) 石積み工

(2) ^{あみしがら}編 柵 工、筋工又は積苗工

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、災害の防止上適当な工法として市長が認めたもの

第4章 特定工程

(特定工程の通知)

第13条 [条例第4条第2項](#)の規定による通知は、特定工程通知書([第1号様式](#))により行うものとする。

(特定工程の指定の通知)

第14条 [条例第4条第5項](#)の規定による通知は、特定工程指定通知書([第2号様式](#))により行うものとする。

第5章 雑則

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請書等の添付書類)

第15条 省令第7条第1項第12号の市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類として市長が別に定めるもの

(2) 工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類として市長が別に定めるもの

(3) 排水施設の設計に係る書類

(4) 土地の求積図

(5) 擁壁の展開図

2 省令第7条第2項第10号の市規則で定める書類は、[前項第1号](#)、[第2号](#)及び[第4号](#)に掲げるものとする。

(協議)

第16条 法第15条第1項の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が、宅地造成等に関する工事について市長に協議をしようとするときは、宅地造成等に関する工事の協議書([第3号様式](#))に省令第7条第1項(第12号を除く。)に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 法第15条第1項の規定により国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が、土石の堆積に関する工事について市長に協議をしようとするときは、宅地造成等に関する工事の協議書([第4号様式](#))に省令第7条第1項(第12号を除く。)に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(工事着手届)

第17条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを含む。)を受けた者は、当該許可に係る工事に着手したときは、次に掲げる書類を添えて、速やかに工事着手届([第5号様式](#))を市長に提出するものとする。

(1) 法第49条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真

(2) 防災計画平面図

(3) 工事の工程を示す書類

(4) 緊急時における連絡方法

2 [前項](#)の規定にかかわらず、法第15条第2項の規定により、[前項](#)の許可を受けたものとみなされる工事にあっては、[八王子市都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則\(平成27年八王子市規則第8号\)第8条第1項](#)の工事着手届出書に[前項各号](#)に掲げる書類を添えて提出することにより、[前項](#)の工事着手届の提出に代えることができる。

(軽微な変更の届出)

第18条 法第16条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書([第6号様式](#))により行うものとする。

(工事の廃止)

第19条 法第12条第1項の規定による許可(法第15条第1項の規定により、法第12条第1項の許可を受けたものとみなされる場合を含む。)を受けた者は、当該許可に係る工事を廃止したときは、遅滞なく、その旨

を工事廃止届(第7号様式)により、市長に届け出るものとする。

(定期の報告)

第20条 法第19条第1項の規定による報告は、定期報告書(第8号様式)により行うものとする。

(適合証明書の交付の申請)

第21条 省令第88条の規定による書面の交付を受けようとする者は、適合証明交付申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(身分証明書の様式)

第22条 法第7条第1項(法第24条第2項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、第10号様式による。

(監督処分 of 公表)

第23条 条例第6条の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第6条の市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 監督処分に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の場所

(2) 監督処分の原因となった行為の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月31日から施行する。

(八王子市宅地造成等規制法施行細則の廃止)

2 八王子市宅地造成等規制法施行細則(平成27年八王子市規則第10号)は廃止する。

(経過措置)

3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項本文の許可(経過措置期間(改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間をいう。以下同じ。))の経過前にされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を含む。)を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事の規制については、経過措置期間の経過後においても、なお従前の例による。

第1号様式(第13条関係)

第1号様式（第13条関係）

様	第 年 月 日 八王子市長 印		
特定工程通知書 次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第18条第1項に規定する特定工程を含むため、八王子市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第4条第2項の規定により通知します。 特定工程ごとに定める当該特定工程後の工程に係る工事は、法第18条第2項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手することができません。			
1 許可番号	第 号		
2 工事主の住所及び氏名※1			
3 当該工事に含まれる特定工程等	該当の有無 ※2	特定工程	特定工程後の工程
		盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程
		盛土をする前の地盤に対し段切りを行う工事の工程	盛土をする工事の工程
		擁壁の設置のための根切りを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
		擁壁の基礎地盤の改良を行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
		擁壁の基礎ぐいの打込みを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
		擁壁（鉄筋コンクリート造のものに限る。）の鉄筋の組立てを行う工事の工程	コンクリートを打設する工事の工程
		擁壁の根入れ部分（練積み造のものに限る。）を築造する工事の工程	擁壁の地表面を超える高さの部分の築造する工事の工程
		盛土の内部に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を碎石その他の資材で埋める工事の工程
		盛土の内部に透水層を設ける工事の工程	透水層の上面に盛土をする工事の工程
※1 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。 ※2 特定工程を含む場合は「○」を、含まない場合は「－」を記載する。			

[第2号様式\(第14条関係\)](#)

第2号様式（第14条関係）

様	第 年 月 日 八王子市長 ㊟
特定工程指定通知書 次の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、八王子市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第4条第4項の規定に基づき特定工程とする工程を指定したので、同条第5項の規定により通知します。	
1 許可番号	第 号
2 工事主の住所・氏名 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	
3 指定する工程	
備考 指定した工程以外の工程は、宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の中間検査の対象となりません。	

[第3号様式\(第16条関係\)](#)

第3号様式（第16条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

八王子市長 殿

協議申出者職氏名

1	工事主住所氏名				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用 状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高 さ	メートル			
	イ 盛土又は切土をす る土地の面積	平方メートル			
	ウ 盛土又は切土の土 量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	エ 擁壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	カ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法 ^{のり}	延 長
				センチメートル	メートル
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面 の保護の方法				

ケ	工事中の危害防止 のための措置	
コ	その他の措置	
サ	工事着手予定年月 日	年 月 日
シ	工事完了予定年月 日	年 月 日
ス	工程の概要	
1 1	その他必要な事項	
1 2	申出代理人住所氏名	電話番号
(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない 工事を含む場合は、「2」に○印を付し、かつ、資格を有 することを証明するに足る資料をこの申出書に添付してく ださい。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に 届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って 測量し、小数点以下第1位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してくださ い。(複数選択可) 6 9 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の 有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行 することについて他の法令による許可、認可等を要する場 合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入し てください。		※ 受 付 欄

第4号様式（第16条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項の規定による協議を申し出ます。

年 月 日

八王子市長

殿

協議申出者職氏名

1	工事主住所氏名		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			メートル
ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		

ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	
コ	工事中の危害防止のための措置	
サ	その他の措置	
シ	工事着手予定年月日	年 月 日
ス	工事完了予定年月日	年 月 日
セ	工程の概要	
8	その他必要な事項	
9	申出代理者住所氏名	電話番号
(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。 2 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 3 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1位まで記入してください。 4 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 5 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		※ 受 付 欄

第5号様式（第17条関係）

工事着手届	
年 月 日	
八王子市長	殿
工事主 住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）	
八王子市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 許 可 番 号	第 号
2 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
3 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
4	工事施行者の住所・氏名 （法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及 び代表者の氏名）
5	現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先

[第6号様式\(第18条関係\)](#)

第6号様式（第18条関係）

軽微な変更の届出書

年 月 日

八王子市長 殿

工事主 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

2 軽微な変更の内容

3 変更の理由

第7号様式(第19条関係)

工事廃止届	
年 月 日	
八王子市長	殿
工事主 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)	
八王子市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第19条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 廃 止 年 月 日	年 月 日
4 廃 止 の 理 由	
5 廃止時の工事状況及び 防災上の措置等の実施状況	

[第8号様式\(第20条関係\)](#)

第8号様式（第20条関係）

定期報告書		
年 月 日		
八王子市長	殿	工事主 住所 氏名 （法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）
宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項の規定に基づき、工事の実施状況等について次のとおり報告します。		
共通	1	工事が施行される土地の所在地
	2	工事の許可年月日及び許可番号
	3	前回の報告年月日 （2回目以降のみ記入）
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量
	7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積に関する工事	8	報告の時点における土石の堆積の高さ
	9	報告の時点における土石の堆積の面積
	10	報告の時点における堆積されている土石の土量
	11	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量
備考 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。		

[第9号様式\(第21条関係\)](#)

第9号様式（第21条関係）

適合証明書交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の計画が宅地造成及び特定盛土等規制法に適合していることを証する書面の交付を申請します。 年 月 日 八王子市長 殿 申請者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		※手数料欄
1 工事主の住所及び氏名		
2 地名・地番		
3 敷地面積	平方メートル	
4 宅地造成及び特定盛土等 規制法の該当条項	☐ 第12条 ☐ 第15条 ☐ 第16条	
※ 適合する条項		
※ その他必要な事項		
第 年 月 日 適 合 証 明 書 上記の計画については、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証明します。 八王子市長 ㊟		

備考

- ※印の欄は、記載しないこと。
- 該当する事項（□印）にレ印を付けること。
- 申請内容が確認できる添付書類を添付し、正副各1部提出すること。

[第10号様式\(第22条関係\)](#)

第10号様式（第22条関係）
（第1面）

第	号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職	名	写真
氏	名	
年	月	日交付
年	月	日限り有効
八王子市長		印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、次表に掲げる法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法令の条項